

金融円滑化に係る公表数値の一部訂正について

当金庫では、去る5月17日に金融円滑化に向けた取組み状況につて公表させていただきましたが公表数値の一部に誤りが生じておりました。

お客さま、地域の皆さまに対してお詫び申し上げますとともに、ここに改めて訂正後の数値を公表させていただきます。

平成22年6月11日

甲府信用金庫

金融円滑化に向けた取組み状況について

(中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に
関する法律第7条第1項に規定する説明書類)

平成22年 6月11日

甲府信用金庫

当金庫は、「地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むこと」が最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことに取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当金庫の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

1. 対応措置の実施に関する方針の概要

(第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要)

当金庫では、金融円滑化の実践に関する取組方針を定めた「金融円滑化管理方針」および金融円滑化管理に関する組織体制、役職員の関り、権限・役割、方法等を定めた「金融円滑化管理規定」を整備いたしました。

また、地域のお客様に当金庫の姿勢をご理解いただけるよう「地域金融円滑化のための基本方針」を、以下のとおり制定いたしました。

地域金融円滑化のための基本方針（概要）

1. 新規のご融資・お借入の条件変更等のお申込みに対する真摯な対応
2. 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
3. お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
4. お客様の事業価値を見極める能力の向上
5. 他の金融機関等との緊密な連携
6. 新規のご融資・お借入の条件変更等に関する苦情相談への適切かつ十分な対応

※全文については、後掲資料をご覧ください。

2. 対応措置の状況を適切に把握するための体制の概要

(第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要)

当金庫では、金融円滑化法第4条及び第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握するため、以下の体制を整備いたしました。

- (1) 関係役員・部長を構成員とする「金融円滑化推進委員会」を設置し、お客様からの新規のご融資のお申込みやご返済に関するご相談への対応に加え、各種施策を検討・立案し、地域金融の円滑化に取り組んでおります。また、進捗状況等については、定期的に理事会ならびに常勤理事会へ報告しております。
- (2) 融資担代表理事を「金融円滑化管理責任者」、融資部を「金融円滑化管理部門」として、当金庫全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握しております。
- (3) 各営業店に報告責任者を設置し、各営業店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、融資部へ報告させております。
- (4) 各営業店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存としております。
- (5) 上記の対応について、内部監査を通じその実効性や有効性を検証しております。

3. 対応措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

(第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行なうための体制の概要)

- (1) 全ての店舗に「融資相談窓口」を設置し、事業資金をお借入のお客様からの資金繰り等のご相談や、住宅資金をお借入のお客様からのご返済の条件の見直し等に関するご相談に対して、柔軟に、より迅速かつ適切にお応えしております。
- (2) 金融機関の窓口足運びの少ない住宅資金の借入利用者に対しては、返済に係る悩みや相談事がある場合には当金庫が積極的に対応することをお客様に知っていただくために、訪問・面談等によってお知らせしております。
- (3) お客様からの、当金庫の金融円滑化にかかる措置にかかる苦情については、各営業店に設置している窓口で受付しているほか、本部コンプライアンス課においてフリーダイヤルでの受付も行なっております。
- (4) お客様から寄せられました苦情については、本部担当部署等が原因等を分析し、同様の事例の再発防止に生かすよう体制を整えております。

4. お客様の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

(第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要)

- (1) 返済の条件の変更を行った中小企業者のお客様に対して、経営改善計画の作成の支援や計画の定期的な進捗状況のフォロー、経営改善や再生のための助言等を行ってまいります。また、必要に応じて融資部とも連携するなど、債権の期中管理体制をより強化いたしました。
- (2) 経営相談、経営改善計画の策定支援等、お客様の事業の改善・再生に係る支援に関する能力向上のため、職員に対し、必要な教育研修や指導等を行っております。
- (3) お客様の事業の改善・再生に係る支援に関する状況を、営業店の業績評価に反映し、金融円滑化への積極的な取組みを評価することとしました。なお、評価においては、改善計画の作成の支援やその後のモニタリングや指導など、お客様の経営に資するための動きかけの状況を基準といたしました。

5. 貸付の条件の変更等の実施状況

平成21年12月4日から平成22年3月31日までの累計
(法第4条および法第5条に基づく措置の実施状況)

【中小企業のお客様からのお申込みの状況】

(金額：百万円)

条件変更の申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
390	8,281	263	5,745	9	220	100	2,185	18	129
上記のうち、信用保証協会等による債務保証を受けていなかった貸付債権 (A)									
198	6,435	134	4,379	4	198	51	1,764	9	93
上記 (A) のうち、他の金融機関へも貸付条件の変更の申込みが確認できた貸付債権 (B)									
39	1,500	35	1,436	3	54	0	0	1	9
上記 (B) の「謝絶」うち、他の金融機関で貸付条件の変更があった貸付債権									
				2	45				

【住宅資金をお借入のお客様からのお申込みの状況】

(金額：百万円)

条件変更の申込み		実行		謝絶		審査中		取下げ	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
74	875	22	240	1	0	41	504	10	130

(注意) 上記の計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円未満は切捨てて表示しております。

以上

地域金融円滑化のための基本方針

甲府信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に提供し、地域経済の発展に貢献するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金のご提供は、事業地域が限定された協同組織金融機関である甲府信用金庫にとって最も重要な使命です。

当金庫は、お客様からの新規資金借入のお申込みや、返済期間など貸付条件の変更のご相談・お申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

2. 金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- (1) 地域金融の円滑化を図るために「金融円滑化推進委員会」を設置、「金融円滑化管理責任者」に融資担当代表理事を定め、お客様からの資金繰りやご返済に関するご相談への対応に加え、各種施策を検討・立案し、実施してまいります。
- (2) 全ての店舗に「融資相談窓口」を設置し、事業資金をお借入のお客様からの資金繰り等のご相談や、住宅資金をお借入のお客様からのご返済の条件の見直し等に関するご相談に対して、柔軟に、より迅速かつ適切にお応えしてまいります。
- (3) お客様からの経営相談について、営業店での対応だけでなく本部の支援部門や経営指導部門が連携し、お客様を積極的に支援する態勢づくりに取り組んでまいります。
- (4) お客様の抱えている問題を十分に把握し、適切な解決策のご提案ができる体制を強化するために「目利き力養成研修」など職員の能力向上や、中小企業診断士など専門的知識を持つ職員の育成にも取り組んでまいります。

3. 他金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から、貸付条件の変更等のお申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照合を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※なお、お客様からの貸付条件の変更等に関するご相談・苦情は、次の窓口をご利用ください。

【 ご相談 】 お取引の店舗へご相談ください

【 苦情 】 甲府信用金庫リスク管理部コンプライアンス課
電話番号 0120 - 263 - 881 (直 通)
(受付時間 平日 9:00~17:00)

甲 府 信 用 金 庫

(平成22年1月)